

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に注力し、経営環境の厳しい変化に対応すべく、経営の効率化・意思決定の迅速化かつ法令に則った健全な企業経営の実現に努めております。企業活動により継続的に利潤を追求するためには、全てのステークホルダーとの円滑な関係を維持することが不可欠であるという観点から、最終的なリスク負担者である株主の権利を保護することに注力しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タイガー興産有限会社	1,965,600	9.77
タイガース取引先持株会	1,329,399	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,086,300	5.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	979,204	4.87
澤田宏治	888,000	4.42
T. P. C持株会	885,134	4.40
株式会社京都銀行	776,470	3.86
澤田博行	600,000	2.98
タイガースポリマー従業員持株会	574,136	2.85
三井住友信託銀行株式会社	474,000	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
溝口聖規	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
溝口聖規	○	溝口聖規氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身であります。当社は有限責任監査法人トーマツに対して、平成26年度の監査報酬として26百万円を支払っております。	公認会計士溝口聖規氏については、会計の専門家として高度な専門的知識を有しており、その立場から、またその分野から当社取締役会等において、適宜適切な発言をいただけるものと考え、社外取締役に選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題となる事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況について
 監査役は、決算毎(年2回)に実施される会計監査人との報告会に出席し、具体的な決算上の課題について意見交換しております。また、常勤監査役は、事業所や関係会社の会計監査人による監査に立ち会うことにより、情報を入手するとともに会計監査の適正性および信頼性を確認するよう努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況について
 常勤監査役は、監査室が作成する内部監査計画書に基づいた監査日程、監査テーマを確認するほか、内部監査の結果講評会に出席して情報を入手するとともに、必要に応じて意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川 治	弁護士													
薩摩嘉則	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川 治	○	――	弁護士大川治氏については、法律の専門家として高度な専門的知識を有しており、その立場から、またその分野から当社取締役会等において、適宜適切な発言をいただけるものと考え、社外監査役に選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題となる事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任いたしました。
薩摩嘉則	○	――	公認会計士薩摩嘉則氏については、会計の専門家として高度な専門的知識を有しており、その立場から、またその分野から当社取締役会等において、適宜適切な発言をいただけるものと考え、社外監査役に選任いたしました。

		また、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題となる事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任いたしました。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

業績連動型報酬制度の導入やストックオプションの付与が、取締役の経営努力を高め、引いては直接的に株価が上昇して企業価値が増大するとは限らないと判断していますので実施しておりません。経営方針の下に業績を向上させ、結果として会社から受ける報酬、賞与等により目的は達成できると考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役および社外取締役の別、監査役および社外監査役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役および監査役の報酬等は、月額報酬と賞与から構成されていますが、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。月額報酬は職位毎の役割の大きさや責任範囲等に基づき、従業員とのバランスを考慮して支給することにしております。賞与については、会社業績等を勘案し、賞与総額を株主総会に諮り、承認後支給することにしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会の開催に際して、社外取締役および社外監査役へ資料を事前配布することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、原則として毎月開催される取締役会、予算委員会、営業会議、工場長会議において、中期経営計画および年度利益計画に定められた経営方針、経営戦略および数値目標等の進捗状況、予算・実績差異分析等をそれぞれの目的に従って報告し、その結果を関係部署に連絡・指示しております。

当社は「内部監査規定」により、経営の合理化、効率化および職務の適正な遂行を図ることを目的として監査室を設置しております。監査室は社長の命により、会計監査・業務監査・内部統制・子会社等に対する経営監査・監査資料の収集・その他特命事項に関する事項を職務としております。

常勤監査役が、重要な会議への出席、各事業所への往査、監査室および会計監査人との連携により情報を入手することに加え、社外監査役2名を含む3名の監査役が取締役会への出席等を行うことにより監督機能を果たしております。

当社の会計監査を行った会計監査人は、関口浩一、生越栄美子の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。監査補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会が業務執行を監督し、社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役の職務の執行を監査することに加え、社外取締役を1名選任し、経営の客観性、健全性、透明性の向上と経営の監督機能の強化を図っています。この体制を採用することにより、ステークホルダーの信頼に応えうるコーポレート・ガバナンス体制を確立できるものと考えております。なお、社外取締役および社外監査役には、法律または財務および会計に関する相当程度の識見および経験を有している者を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主へ情報を早期に提供するため、第73期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の株主総会招集通知は、平成27年6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の機能を強化するため集中日を避けて開催し、株主との対話の充実を図っております。第73期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の株主総会は平成27年6月23日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会(業績の実績、計画、経営戦略などを代表取締役社長が説明)を東京において年1回(6月)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページの財務情報(URL http://tigers.jp/ir/)において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、招集通知、業績推移表等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの平等性を確保するため、インサイダー取引防止策としての規定、また、特殊株主・反社会的勢力に対する利益提供等の防止策としての規定を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境保全に対する取り組みを「タイガースグループの環境方針」として定め、その行動指針をホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制の目的を「事業経営の有効性と効率性の確保」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業経営に係る法令の遵守(コンプライアンス)」であると認識しております。

内部統制に関する体制の構築については、責任・権限を各種規定により明確にし、相互牽制が有効に機能する組織の構築に努めております。統制状況は、監査室が監査役および会計監査人との連携を取りながら、監査の結果を随時代表取締役社長に報告しております。また、監査室は各事業所およびグループ各社に定期的に往査して、内部統制状況等を確認しております。

コンプライアンス体制の整備については、取締役会の諮問機関として「倫理委員会」を設置し、「倫理規定」に定めた企業倫理および行動の基準について、取締役または使用人が持続して遵守する措置を講じております。更に、取締役については「取締役読本」を制定し、職務執行の適正性の確保に努めております。

リスク管理体制の整備については、環境・品質・災害・情報セキュリティ・資金運用・為替等に係るリスクに対して、リスク管理規定のほか稟議制度等の各種管理規定を制定するとともに、各担当部署において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施等によって管理しています。

情報管理体制の整備については、取締役または使用人の職務執行に係る情報を「文書管理規定」に定めた法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等(電磁的記録を含む)に分類し、「文書保存処分基準」により保存の方法や年数等を規定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、倫理規定において、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを宣言しており、反社会的勢力に対しては、合法的に対応することを規定しております。当社は、反社会的勢力のいかなる要求にも応じないこととし、反社会的勢力の活動は、企業防衛連合協議会との連携や所轄警察署、業界および地域企業との情報交換により、常に情報を収集し、整理しております。また、社員に対しては、「わたしたちの行動指針」手帳を作成、配布し、行動指針の周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のため、不適切な当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案を抑止する必要がある、いわゆる事前警告型の買収防衛策を導入しております。

本買収防衛策は、20%以上の当社株式等を取得する買付者等が現れた場合の買付者等が遵守すべきルールを定め、買付者等がルールを遵守しない、あるいは当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等である場合、取締役会は社外の独立した委員で構成する「特別委員会」の勧告を最大限尊重し、対抗措置(新株予約権無償割当等)を発動することがあるというものであります。

有効期間は、平成26年6月24日開催の定時株主総会終結の時から平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。

なお、本買収防衛策は、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を充足するものであり、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日 企業価値研究会)を勘案した内容となっております。

本買収防衛策の詳細につきましては、当社のホームページで開示しております。
(平成26年5月12日発表資料、<http://tigers.jp/ir/etc.html>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、金融商品取引法等の諸法令および証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規則(以下「適時開示規則」という)に従って、迅速、正確かつ公平な情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない場合でも、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示します。

適時開示規則に定める情報の開示は、東京証券取引所が提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」へ登録し公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示に係る開示手続きとプロセス

1) 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、適時開示規則の決定事項に該当する重要事項の機関決定は、取締役会(毎月1回および必要に応じ随時開催、監査役も出席)が行います。重要事項を決定した場合、代表取締役社長は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

2) 発生事実に関する情報の取扱い

各業務執行部門の部門長(含 グループ会社の代表者)は、適時開示規則の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を把握した上で、関係部門長と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、取締役会もしくは代表取締役社長に報告し、承認を得た上で速やかに開示します。

3) 決算に関する情報の取扱い

イ) 本決算

経理部長は決算データと定性情報ならびに翌期の業績予想を踏まえて決算短信を作成し、取締役会に提出します。取締役会は、経理部長の説明のもとに審議し、決算短信の開示内容の適否を判断します。情報取扱責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算短信を開示します。

ロ) 四半期決算

本決算と同様のプロセスにより開示します。(前記の「決算短信」を「四半期決算短信」に読み替えます。)

ハ) 業績予想の修正について

経理部長は、業績データならびに業績に関する情報に基づく通期および各四半期累計の業績見通しを四半期毎に策定します。また、事業環境の変化等により業績予想に大きな影響が見込まれる状況が発生した場合は、随時策定します。

経理部長は、その時点における業績見通しと既に公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準内か否か、軽微基準内であっても開示の必要性がないかについて検討した後、業績予想の修正に関する適時開示の要否を情報取扱責任者と協議の上取締役会に付議します。取締役会において開示が必要と決定した場合、情報取扱責任者は速やかに開示します。

(2) 開示すべき会社情報の報告・精査・法的チェック等のプロセスと牽制制度

情報取扱責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との整合性を確保するため、必要に応じて社外監査役(弁護士、公認会計士)のほか、監査法人、幹事証券会社といった社外の専門家とも協議・相談しています。

